

財務省告示第百五十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し
 たので、その国債の名称等を別表のとおり告示す
 る。

平成二十年四月二十八日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第二回	円百十億 四億十五 千四万四	円百十七億 七千三百 九万五千 九百五
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第四回	円百十億 四億十五 千四万四	円百十七億 七千三百 九万五千 九百五
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第六回	円百四億 十七万九 千八百八	円百四億 八千七百 七千四百 三万四
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第八回	円百一億 六千三百 九万三千 三	円百一億 五千七百 九千七百 九
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十四回	円百六億 九千八百 八十六万 六千六百	円百六億 九千八百 八十六万 六千六百
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十六回	円百三億 五千五百 九十九万 九千六百	円百三億 三千九百 六十五万 九千九百
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十八回	円百九億 十三万六 千二百六	円百九億 三千六百 七十一万 七千五百

合 計	”
	第 二 十 回
万 億 六 円 二 百 百 四 八 十 十 八	十 七 八 億 万 五 円 百 四
百 七 億 六 九 十 二 百 十 八 千 四 万 二 十 四 百 二 円	十 八 七 五 万 億 円 六 五 百 百 七 十